

保健師助産師看護師法施行規則改正（案）

1. 国家試験科目について

(1) 保健師国家試験

第二十条（保健師国家試験の試験科目）

（傍線部分は改正部分）

新
<u>公衆衛生看護学</u>
<u>疫学</u>
<u>保健統計学</u>
<u>保健医療福祉行政論</u>



旧
<u>地域看護学</u>
<u>疫学・保健統計</u>
<u>保健福祉行政論</u>

(2) 看護師国家試験

第二十二条（看護師国家試験の試験科目）

（傍線部分は改正部分）

新
人体の構造と機能
疾病の成り立ちと回復の促進
<u>健康支援と社会保障制度</u>
<u>基礎看護学</u>
<u>成人看護学</u>
<u>老年看護学</u>
<u>小児看護学</u>
<u>母性看護学</u>
<u>精神看護学</u>
<u>在宅看護論</u>
<u>看護の統合と実践</u>



旧
人体の構造と機能
疾病の成り立ちと回復の促進
<u>社会保障制度と生活者の健康</u>
<u>基礎看護学</u>
<u>在宅看護論</u>
<u>成人看護学</u>
<u>老年看護学</u>
<u>小児看護学</u>
<u>母性看護学</u>
<u>精神看護学</u>

2. 施行日について

- (1) 保健師国家試験は、平成24年4月1日から施行する。
- (2) 看護師国家試験は、平成23年4月1日から施行する。